

## 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会児童遊び場整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会は、児童に健全な遊び場の確保に努め、その健康と情操を豊かにするため、児童遊び場（以下「遊び場」という。）の施設の新設、増設及び補修に要する経費に対し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象基準等)

第2条 補助の対象、範囲及び補助金の額は、次の各号による。

(1) 対象 遊び場の設備を設置又は補修する自治会

(2) 範囲

ア 新しく設置する遊び場の設備又は前年度までに設置された遊び場の設備の増設に要する経費

イ 前年度までに設置された遊び場の設備の補修に要する経費

(3) 補助金の額

ア 前号アの新設又は増設の場合

当該経費の額が15万円までの時は、その額とし、その額が15万円を超えたときは、15万円と超えた額の2分の1の額とする。ただし、補助の額は25万円を限度とする。

イ 前号イの補修の場合

当該経費の額とし、7万円を限度とする。

(補助の要件)

第3条 前条に規定する経費に対する補助の要件は、次のとおりとする。

(1) 遊び場は、児童の安全と衛生的な環境が確保されること。

(2) 遊び場は、自治会が維持管理（新設の場合は設置後）しているものであること。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、児童遊び場整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

(1) 見積書

(2) 位置図及び配置図

(3) その他必要とする書類

(交付の決定)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を交付（決定・否決）通知書（様式第2号）により当該申請者に対し通知する。

(実績報告書)

第6条 前条の交付決定通知を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに児童遊び場整備事業実績報告書兼補助金請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(交付額の決定)

第7条 会長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、補助金の額を確定し、児童遊び場整備事業補助金交付書（様式第4号）を補助事業者に通知する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。